

# 学校感染症（インフルエンザなど）による出席停止について

学校感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められており、学校はこれらの感染症にかかっている生徒に対して出席停止措置をとります。（出席停止の期間は下記 表1の通りです）

この措置は、本人の健康の回復と他の生徒への感染を防ぐ目的があり、出席停止期間中は軽い症状であっても登校することができません。

つきましては、主治医の指示に従って家庭で安静にし、回復に努めてください。

なお、主治医により学校感染症と診断された場合は、以下の手順でご報告ください。

## 1. 感染症と診断された際は、直ちに電話等で担任に報告

1 学年 0595-21-9487    2 学年 0595-21-9624    3 学年 0595-21-9628

## 2. ①②のいずれかの方法で疾病名・期間を明らかにし、登校の際に担任に提出

①主治医に生徒手帳へ「感染症名」「出席停止の期間」「主治医名・捺印」を記入していただく。

②主治医に学校発行の「学校感染症 罹患証明書」へ記入していただく。

\* 「学校感染症 罹患証明書」はこちらからダウンロードできます。

\* 「罹患証明書」の発行は、医療機関により有料の場合があります。

(表1) 感染症の種類(学校保健安全法施行規則第18条)

	感染症名	出席停止の期間
第一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エボラ出血熱</li> <li>・クリミア・コンゴ出血熱</li> <li>・痘そう</li> <li>・南米出血熱</li> <li>・ペスト</li> <li>・マールブルグ病</li> <li>・ラッサ熱</li> <li>・急性灰白髄炎(ポリオ)</li> <li>・ジフテリア</li> <li>・重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)</li> <li>・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであったその血清亜型がH5N1であるものに限る)</li> </ul> <p>*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</p>	完全に治癒するまで
第二種	<p>イ、インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)</p> <p>ロ、百日咳</p> <p>ハ、麻疹</p> <p>ニ、流行性耳下腺炎</p> <p>ホ、風疹</p> <p>ヘ、水痘</p> <p>ト、咽頭結膜熱</p>	<p>イ、発熱した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで</p> <p>ロ、特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで</p> <p>ハ、解熱後3日を経過するまで</p> <p>ニ、耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで</p> <p>ホ、発疹が消失するまで</p> <p>ヘ、すべての発疹が痂皮化するまで</p> <p>ト、主要症状が消退した後2日を経過するまで</p>

	チ、結核  リ、髄膜炎菌性髄膜炎	チ、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  リ、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コレラ</li> <li>・ 細菌性赤痢</li> <li>・ 腸管出血性大腸菌感染症</li> <li>・ 腸チフス</li> <li>・ パラチフス</li> <li>・ 流行性角結膜炎</li> <li>・ 急性出血性結膜炎</li> <li>・ その他感染症</li> </ul> <p>* 条件によっては、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ういるす性肝炎</p>	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

○その他の場合

- ・ 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・ 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたととき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・ 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたととき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。